

# 令和3年第4回川西町 議会定例会会議録

令和3年12月6日 月曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

## 出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

## 欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年12月6日 月曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第65号 指定管理者の指定について

日程第 4 議第66号 指定管理者の指定について

日程第 5 議第61号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第6号)

日程第 6 議第62号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 8 議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 9 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和3年10月26日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和2年度病院事業会計決算、令和3年度病院事業会計補正予算（第2号）が上程され、それぞれ原案のとおり認定及び可決されました。

令和3年11月22日、米沢市議会議事堂において置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算、令和2年度消防特別会計歳入歳出決算、令和3年度一般会計補正予算（第2号）、令和3年度消防特別会計補正予算（第1号）が上程され、いずれも原案のとおり認定、可決されました。

令和3年11月26日、東京の明治記念館において、各都道府県町村議会議長会の役員を務める町村議会議長など関係者が出席して、第65回町村議会議長全国大会及び第46回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催されました。大会では、当面する重要課題の実現に向けた特別決議3件、諸課題の解決を図るための要望事項27件、新型コロナウイルス感染症対策に関する

特別要望、また、豪雪地域の振興対策についての要望事項8件が、いずれも満場一致をもって採択、決定されました。

諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から、令和3年9月以降の町政の報告をさせていただきます。

9月1日から21日まで、第3回川西町議会定例会が開催されました。

10月23日、第12回川西町民生活安全推進大会を開催いたしました。大会では、生活安全推進協議会長表彰、交通安全功労者表彰が行われたほか、防犯・防火ポスター等の表彰者紹介が行われました。

また、全国防犯協会連合会防犯功労者として防犯荣誉銅章を受賞された相馬孝一郎氏への表彰伝達を行うとともに、私たちが築く安心・安全のまちの実現のために関係機関との連携を図り、地域防犯活動や交通安全の推進、さらに、災害時における自助・共助を育むための大会宣言を採択いたしました。

11月2日、冬期間における町民生活、産業経済活動等の安定を図るため、川西町道路除雪対策協議会を開催し、令和3年度の道路除雪計画を策定しました。

今年度の道路除雪延長は、昨年度より400メートル減じ270.3キロメートルとし、町有機械及び借り上げ機械を含めて52台の除雪機械により、冬期交通の確保を図ってまいります。

11月3日、川西町民表彰式典を挙行いたしました。

11月19日、令和4年度重要事業について、中央省庁及び県選出国會議員への要望活動を実施しました。要望活動は、コロナ禍を考慮し、本職と議会を代表して鈴木幸廣議長、伊藤寿郎副議長の活動となりました。先に県選出国會議員各事務所を訪問し、本町の重要事業について説明を行い、一層の支援についてご依頼を申し上げました。その後、中央省庁に出向き、総務省、国土交通省、厚生労働省等に要望書を提出し、本町のインフラ整備と財政支援を強く要望したところでございます。

11月27日から12月11日までの4回にわたりまして、大塚地区、中郡地区、吉島地区内の自治公民館を会場に、ふれあいトークを開催しております。洪水に備えた避難行動をテーマに、

ハザードマップやタイムライン、避難行動用支援者避難支援プランについて説明をし、防災対策や避難時の課題等について意見交換を行っております。

11月30日、第6回川西町議会臨時会が開催されました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

9月10日、工事名、虚空蔵山西線道路改修工事（第2工区）、落札金額5,940万円、落札者、株式会社黒澤技研代表取締役、曾根祐司ほか16件の入札を執行したところでありまして、調書をご覧いただきたいと思っております。

以上、私からの町政報告とさせていただきます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

2番遠藤明子さん、3番渡部秀一君、ご両名をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおり、本日12月6日より12月21日までの16日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

◎議第65号 指定管理者の指定について

◎議第66号 指定管理者の指定について

◎議第61号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）

◎議第62号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◎議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 日程第3、議第65号 指定管理者の指定についてから日程第8、議第64号 令和3年

度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの6議案を議事の都合により、一括議題といたします。

議事の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第65号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町斎場の指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、私から議第65号 指定管理者の指定についてご説明します。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

公の施設の名称は、川西町斎場です。

指定管理者となる団体の名称は、有限会社川西葬祭社で、指定の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

本日付提出、川西町長名です。

説明は以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議案第66号 指定管理者の指定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、かわにし森のマルシェの指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、井上産業振興課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、議第66号 指定管理者の指定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、かわにし森のマルシェ。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社かわにし森のマルシェ。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

本日付提出、町長名でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第61号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,268万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,126万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第61号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりの金額でございます。

第1条第2項であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

続いて、債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

続いて、地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

内容についてであります。先に第2表と第3表からご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正、追加案件として3つございます。

1つ目、事項であります。川西町地域振興拠点施設整備事業、期間は令和4年度1年間でございます。限度額8,370万円。この件につきましては、拠点施設の基本設計、実施設計、解体設計等の委託料として設定をするものがございます。

続いて、事項、川西町斎場に係る指定管理料、期間については令和4年度から令和6年度まで3年間の設定でございます。限度額については3,860万円。

続いて、かわにし森のマルシェに係る指定管理料、期間は令和4年度から令和6年度まで3年間でございます。限度額は4,600万円の設定でございます。

続いて、補正予算書の5ページになります。

第3表地方債補正であります。変更として6項目でございます。

起債の目的、公共事業等ではありますが、右側の補正後の限度額につきましては1,200万円、これは390万円の減額となります。

次の地方道路等整備事業、補正後の限度額はゼロということで、2,200万円の減額であります。

続いて、公共施設等適正管理推進事業、補正後の限度額は960万円で、1,080万円の減額となります。

この3つの案件につきましては、町道舗装等に係る事業ではありますが、起債の借入利率あるいは交付税算入等、有利な起債への振替を行うための減額でございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額は1億3,250万円、2,200万円の増であります。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は8億5,830万円、2,690万円の増であります。この増額分のうち2,500万円が、地域振興拠点施設整備事業に係る分の増額であります。

続いて、振興資金整備事業、補正後の限度額は6,720万円、2,100万円の増となります。

合計ではありますが、補正後の限度額13億5,331万3,000円となりまして、3,320万円の増額となります。

続いて、第1表の関係ですが、こちらは別紙の資料を用いてご説明申し上げます。

A4判縦、裏表の資料ではありますが、左上に議第61号資料と記載している資料でございます。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

#### 1、歳出。

ナンバー1、人件費、補正額は2,725万6,000円の増額であります。補正の主な内容は、一般職員給与費等、これは職員の時間外手当や共済費等の増額を行うものであります。

続いて、ナンバー2、補助費等であります。補正額3,604万3,000円の増であります。補正の主な内容、こちらは100万円以上の主な内容だけご説明申し上げます。



補助費の1つ目ではありますが、出産支援給付金事業、新生児に対する給付金支給435万円の増であります。これは、新生児1人当たり5万8,000円の支給を行う山形県の新規事業の取組でございます。

続いて、機構集積協力金事業、地域集積・経営転換協力金として688万7,000円の増。

続いて、稲作経営継続支援事業、稲作経営継続支援補助金として、1,966万2,000円の増額を行うものであります。これは、コロナ関連の米価下落に対応して、種子購入費の2分の1相当額を町として補助するものでございます。

続いて、元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業、こちらは過年度事業の補助金の返還金となります。109万3,000円の増であります。

続いて、気象災害等対策生産資材緊急支援事業、降霜被害に係る補助金315万7,000円の増額を行うものであります。

続いて、ナンバー3、物件費、補正額1,151万8,000の増であります。

内容の2つ目になりますが、児童手当支給事業、制度改正に伴うシステム改修の委託料として221万4,000円の増。

続いて、健康診査・各種健診事業、健診に係るシステム改修委託料として239万4,000円の増。

続いて、スクールバス等運行管理経費、こちらは燃料費100万6,000円の増。

次の各小・中学校施設維持管理費、こちらも燃料費で398万6,000円の増。この2件については、燃料費の価格高騰に対応するための増額補正でございます。

続いて、ナンバー4、維持修繕費5,100万円の増。

1つ目ですが、町有財産維持管理事業、第1分庁舎のトイレ改修としまして100万円の増。これは、小松地区交流センターの仮移転先として第1分庁舎の改修を行うものとして、増額するものであります。

続いて、冬期交通確保事業、除雪費として5,000万円の増額を行うものであります。

続いて、ナンバー5、扶助費1,035万3,000円の増。

2つ目になりますが、障がい者自立支援医療（更生）給付費、これは人工透析患者が増えたことよっての増額補正を行うもので、1,027万8,000円の増額補正でございます。

続いて、ナンバー6、普通建設事業費（補助）247万5,000円の増であります。水産業成長産業化支援事業、水田養魚用機械整備補助金、玉庭の水田養魚研究会が機械導入することに対する補助でございます。

続いて、ナンバー7、普通建設事業費（単独）3,198万5,000円の増額であります。内容の2つ目になりますが、地域振興拠点施設整備事業。地域振興拠点施設の基本設計、実施設計、解体設計の委託料等2,738万4,000円の増額であります。これは、今年度から契約をするに当たりまして、前払い金相当額を3年度分として予算措置するものでございます。

続いて、1つ飛びますが、小学校給食業務事業。給湯ポンプ、自動食器洗浄機更新工事で300万1,000円の増額であります。

続いて、ナンバー8、繰出金205万3,000円の増。介護保険事業特別会計繰出金212万9,000円の増額であります。

歳出合計、補正額が1億7,268万3,000円の増額となります。

続いて、裏面をご覧ください。

2の歳入であります。

ナンバー1、国庫支出金、補正額は765万2,000円の増額であります。

補正の主な内容、上段と下段、下段につきましては、特定財源として充当する事業名を記載してございます。

1つ目ですが、障がい者医療費国庫負担金、障がい者自立支援医療（更生）給付事業として、513万9,000円の増であります。

続いて、2つ飛びますが、子ども・子育て支援事業費国庫補助金、児童手当支給事業221万4,000円の増であります。

続いて、感染症予防事業費等国庫補助金、健康診査・各種健診事業103万6,000円の増額であります。

続いて、社会資本整備総合交付金、除排雪重機械整備事業190万円の減額であります。

続いて、ナンバー2、県支出金1,792万5,000円の増額であります。

1つ目、障がい者医療費県負担金、障がい者自立支援医療（更生）給付事業に256万9,000円の増であります。

1つ飛びますが、出産支援給付金事業費県補助金、出産支援給付金事業453万5,000円の増であります。

続いて、農地集積集約化対策事業費県補助金、機構集積協力金事業668万7,000円の増額であります。

続いて、1つ飛びますが、気象災害等対策生産資材緊急支援事業費県補助金、こちらは同名の事業に対して191万7,000円の増額であります。

次の水産業成長産業化支援事業費県補助金、こちらも同名の事業に対して165万円の増額であります。

続いて、ナンバー 3、財産収入、補正額1,000万円の増額であります。こちらは、体育振興公社の返還金ということで、体育振興公社設立時に支出いたしました出捐金の返還を受けたものであります。

続いて、ナンバー 4、寄附金296万4,000円の増であります。高梨澄夫様から100万円、続いて、体育振興公社より146万4,000円、こちらは、解散に当たって清算金をご寄附いただいたものでございます。

続いて、ナンバー 5、繰入金6,088万2,000円の増であります。こちらは、財政調整基金繰入金でありまして、財源調整による繰入れの増額でございます。

続いて、ナンバー 6、諸収入4,006万円の増額。内容の 2 つ目になりますが、返還金として、元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金、機構集積協力金の返還金ということで129万2,000円の増額であります。

1 つ飛びますが、後期高齢者医療前年度給付費精算金1,386万3,000円の増であります。

続いて、置賜広域病院企業団過年度精算金2,477万9,000円の増であります。

続いて、ナンバー 7、町債3,320万円の増であります。

1 つ目、町有施設整備事業債、こちらは第 3 表になりますと、過疎対策事業債として分類しているものでありますが、地域振興拠点施設整備事業として2,500万円の増額。

続いて、道路整備事業債、緊急自然災害防止対策事業債並びに振興資金整備事業債に計上しているもので、町道舗装工事、道路側溝整備工事に係るもので、350万円の増であります。

続いて、除雪機械整備事業債、こちらは過疎債になります。除排雪重機械整備事業として190万円の増額。これは、交付金の減額分を起債で予算措置するものであります。

続いて、小学校施設整備事業債、振興資金整備事業債となります。小学校給食業務事業280万円の増額。

歳入の補正額の合計が 1 億7,268万3,000円の増額となります。

表の下になりますが、補正後の財政調整基金残高は 2 億3,222万7,000円となります。令和 3 年度の標準財政規模に占める割合は3.5%となります。

説明については以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第62号 令和 3 年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2

号)をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,238万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,367万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第62号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

令和3年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正については、第1条は、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、川西町長名です。

詳細については、お配りしております概要書でご説明申し上げます。

議第62号資料、概要書で申し上げます。

初めに、1、歳出についてであります。第2款保険給付費、補正額は9,238万5,000円の増額です。主な内容は、療養給付費、こちらは医療・歯科・調剤等の医療費になりますが、9,000万円です。

続いて、療養費です。こちらは、接骨院、コルセット代等の医療費で238万5,000円です。いずれも今年度の執行状況から見て、医療費、特に高額な医療費が増加しているところによるものでございます。

歳出の合計9,238万5,000円の増額をお願いするものであります。

次に、2、歳入についてです。

第4款県支出金、補正額は9,238万5,000円の増額です。内容は普通交付金になります。歳入の合計額は、9,238万5,000円の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,846万円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第63号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条につきましては、先ほど町長が申し上げた金額のとおりでございます。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正でございます。

第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日付、町長名でございます。

それでは、最初に、補正予算書の3ページをご覧くださいと思います。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的でございますが、公共下水道整備事業債の限度額を増額するものでございますが、補正後3,560万円ということで、390万円の増額とするものでございます。内容につきましては、公共下水道建設費の増額に伴いまして、変更するものでございます。

それでは、内容につきましては、別紙資料、議第63号資料、これをご覧くださいと思います。

1、歳出でございます。

第2款公共下水道事業費385万円増額をするものでございます。内容につきましては、公

共汚水柵設置工事として、2か所の工事を予定するものでございます。

なお、この工事の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、位置図等をつけております。今回、2か所予定をする工事につきましては、中小松地内でございますが、①としては三日町、②としては六角地内ということでございまして、それぞれ新築の予定がございまして、公共汚水柵の申請、これがありましたので、工事を行うものでございます。

資料戻っていただきまして、2の歳入でございます。

第1款分担金及び負担金2万6,000円の増額でございます。

第5款繰入金、一般会計繰入金として7万6,000円の減額でございます。

第8款町債でございます。公共下水道整備事業債390万円の増額でございます。

歳入歳出合わせて385万円の増額をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,598万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,476万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長が申し上げたとおりの金額でございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、別の資料をもちましてご説明を申し上げます。

議第64号資料のほうをご覧いただきたいと思います。

令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

1、歳出でございます。

第2款保険給付費1,584万円の増でございます。補正の主な内容といたしまして、特定入所者介護サービス給付費1,017万6,000円、これは低所得者が介護サービスを利用する際に負担額を減ずる制度ですが、8月の改正によりまして負担額の見直しがあり、その差額を国保連合に対し支払うものでございます。

次に、高額介護サービス給付費470万4,000円、これは介護サービスが高額となり、一定額を上回った場合、利用者に対し給付するもので、施設利用者が増加傾向であり、見込額を上回ったことによるものでございます。

次に、高額医療合算介護サービス給付費96万円、これは医療と介護サービス給付費を合算し高額になり、一定額を上回った場合に給付するもので、令和元年度分が確定したことによるものでございます。

第3款地域支援事業費14万9,000円の増でございます。補正の主な内容といたしまして、包括的支援事業・任意事業の共済費10万6,000円、介護予防支援事業の共済費4万3,000円、これはいずれも一般職員の共済費で、標準報酬月額の時改定があったことによるものでございます。

次に、歳入でございます。

第1款介護保険料319万8,000円の増でございます。補正の主な内容といたしまして、特別徴収分300万2,000円、普通徴収分19万6,000円、これは保険料分の増額でございます。ルールによる財源の更正になります。

第3款国庫支出金389万8,000円、補正の主な内容といたしまして、介護給付費国庫負担金265万9,000円、調整交付金123万9,000円、これは国の負担分となります。

第4款県支出金248万7,000円、補正の主な内容といたしまして、介護給付費県負担金、これは県の負担分となります。

第5款支払基金交付金427万7,000円、補正の主な内容といたしまして、介護給付費の交付金、支払基金の拠出分の増でございます。

第7款繰入金212万9,000円、これは一般会計繰入金で、町の負担分となります。

歳出歳入とも、1,598万9,000円の増額補正でございます。下に書いてございますが、介護

給付費の準備基金残高といたしまして1億8,512万7,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 12月定例議会ということで、長丁場になりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、先ほど提案された内容の中で、よかった点というのをちょっと、原田町長でないけれども、地域整備課の奥村課長からあった下水道の特別会計、これ、今までもあったかどうかですけれども、改めて、補正予算の資料の位置図の図面などをつけられて、大変、分科会ではあるわけでありまして、こういうようなちょっとした工夫の中で、私ども議員の理解が早まる、深まるということで、大変よかったのではないかというお話をまず申させていただきますというふうに思います。今後、ほかの課にありましても、口頭での説明のみならず、若干の創意工夫を、原田町長、ひとつご指示いただければ、今申し上げたような内容で大変よいのではないかというふうに、まず冒頭に申させていただきますと思います。

議長からありました総括、一括でありますけれども、この点についてご指摘を申し上げ、そのお考えをお聞きしたいわけでありまして。

一つには、今回提案にありませんけれども、一つの例として、人事院勧告について、延べ4回、最終的に提案を見送るという当局側の、延べ4回も議会運営委員会を開かなければならない、つまり議長、私、町政執行の手續、今回議題上げるにしても、そのことについてご指摘を申し上げ、ちょっとお聞きしたいと、こういうことです。

そのような進め方について、どのように検討され、進められているのかなということでもあります。これは当然、規則にありますとおり、経営会議という、るる議題、議案、12月議会のみならず、提案される内容については、俗に言う課長会議で十分検討され、最高意思決定機関が経営会議、戒名が変わりましたんで、非常にちょっとピンとこないところがあるわけですけれども、俗に言う課長会議、経営会議。この経営会議に、当然、今回提案されている、るるあります議案については検討されている内容、これを例えば、今申し上げたような内容を、いわゆる途中から見直す、あるいは取り下げる、こういうものを、私は行政執行を提案される場合、総括的な意味で、当然、経営会議でまたそれを諮って、これは今回見送ろうと、



今回はこうなんだという確認が当然なされておるものというふうに思うんですけども、その点についてお尋ね申し上げたい。

また、ひとつは、具体的に事業名を申し上げますけれども、大塚西部地区の農業基盤整備事業、これも今回提案ありませんけれども、私、何を申し上げたいかといいますと、町長、聞くとところによりますと、地元の事業の役員の方が、若干数字を申し上げますと、4億という県からの予算の内示がありながら、それを町長室で、いわゆる1割負担、10%、4,000万出せないということで、通常ベースの1億5,000万、あなた、蹴っぽったという。そういうようなことが、これ、今申し上げたような経営会議、あるいは課長会議、こういうところで当然議題になり、我々議会にも情報開示していただきながら検討していく、こういうことになるべきものだというふうに思うわけでありますけれども、そのようなことについては、どのように考えられているのか、あるいは執行をどのようにされているのか、非常に疑問でならないので、今、一括議題に対する質疑を特に申し上げておるところで、ご答弁をいただきたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 本日提案させていただいている内容も含めてでありますけれども、議会で議案の案件については、経営会議の中で事前に審査をさせていただいて、最終確認を取りながら、提案を申し上げているところでございます。

11月の人事院勧告に対する取扱いについては、国の方針がなかなか見えなかったこともありまして、議会運営委員会に大変ご迷惑をおかけしたことについてはおわび申し上げながら、国の指針に従って対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 あなた、国の指針云々ではなくて、結局政治というのは、原田さん、お互いに、私も政治家の端くれだと思っております。俗に悪態で政治屋なんて言われておりますけれども、これは私は別に抵抗ないんですけれども、情報を先取りしながらやる場合もありますし、そういう部分については経営会議、どういう位置づけなんですか。あなたの個人的な、リーダーシップというふうな言葉もありますけれども、個人的な感性でやられては困るわけですよ。るる報道、あるいは国政、県政見ながら、当然進められておると思うんであります。

特にあなたの場合は、町村会の会長という役職があって、これは情報入るわけでしょう。ところが、他市町、他県、全国的な内容ですよ。これについては、情報によりますと、当

然、今回提案ないんだと、こういうようなものを、経営会議、課長会、なされておらないんですか。それをお尋ねしているんです。お答えください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議会運営委員会に提案させていただき事前に全協の開催をお願いするという事で、議会運営委員会の開催をお願いしたわけでありまして、その時点においては、国の指針等については明確に示されておりましたが、県内各地は、県に準じた形で対応する自治体もございまして、とりわけ今回、手当の削減ということで、12月1日の基準日に合わせた対応が求められているということを前提にしながら、経営会議の中では、国に準拠した形での対応については確認を取ったところでございます。

ただ、いつ国のほうが決定するかということが見えない中で、東京のほうにお邪魔して、総務省の幹部の方からもご指導をいただいたわけありますが、国に倣って対応してほしいという強い要請をいただきましたので、最終的には取下げをさせていただき判断をしたところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 今申し上げたとおり、ルールは、一括議題に対する質疑は、議長、注意をなさろうとされておるとおりでありまして、提案されておる内容についてということでもありますから、そういう意味では、若干ハードルを越えている部分がないとは言えませんが、今、私が申し上げたいのは、議長、経営会議というものを、原田さん、最高意思決定という会議を軽く見ているのではないかと。その位置づけをしっかりとセンターにおいて、町政執行していただかなければ困るというふうに私は感じるわけなんですよ。

三権分立と、大したこと言うわけでもないけれども、行政のトップとしては、これは最高意思決定の中での経営会議でしょう。それについて、立法府の私も含めて、指摘をさせていただいているわけなんですけれども、これは、もう一度、原田町長、立法府から、議会側から指摘をされるような、あるいは疑われるような、あるいはおかしいと言われるようなことでなくて、もっとガラス張りに、あなたの言う本当の開かれた町政運営をしていただきたいと、こういう思いもあって言っているわけなんですよ。

そういうふうに、一つ疑えば、様々提案がなっている内容についても、どうだろうという疑問も出てくるわけですよ。これでは困るということを申し上げておるんですけれども、その意味は伝わりますか。

2つ目の内容について、あなたはお答えになりませんでしたので、それはそれで、具体的

な事業が提案されておる内容でないんで。

繰り返しになりますけれども、4億からの予算を、10%の負担4,000万できないということで、町長室で蹴っぼっているという、これは町民の利益どころか損害でしょう。そういう判断は、経営会議、あるいは私ども議会に、当然あってしかるべきものだというふうに思うんです。ところが、あまり長くやっちゃったんでは失礼なんで、やめますけれども、どうもあなたは、東京、東京、東京、東京ということで、つかめないのね。各担当課長が困っているんじゃないですか、決裁できなくて。

そういうようなことで、あなたの能力からは、ちょっときつく言えば、はんばけているんじゃないの。そういうことでは困るという、何が困るかという、町民が困るわけですよ。

そういう意味で、繰り返しになりますが、経営会議というのは、繰り返し、原田さん、町長ね、確認しますけれども、最高の意思決定機関でしょう。それ以上の意思決定機関があるんですか。経営会議は経営会議で、原田俊二が別の判断ですという2通りの決定機関があるんですか。ないでしょう、そんなこと。そういうふうに、ややもすると見えるし、実情がそうだという例を今、一、二取り上げて申し上げたんですよ。頭の先端にしっかり置いてやっていただかなきゃ困るんですよ、これ。

最高意思決定機関が、繰り返しになりますよ、原田さん、あなたの頭の中にある原田俊二が決めることと、経営会議の最高意思決定機関と2つあるんですか。明確にお答えください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私をはじめ三役、そして各課長が出席して会議を開催します経営会議が最終意思決定機関でありますので、当然、そこでは議論を尽くした形で成案を提案させていただいておりますので、それ以上の意思決定はございませんので、最高意思決定機関で提案をさせていただいております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第3、議第65号 指定管理者の指定についてから日程第8、議第64号 令和3年度川西町介護保険事業特

別会計補正予算（第3号）までの6議案を、内容審査のため、お手元に配付しております議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人日本理科教育振興協会会長大久保 昇氏より、令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひ、一般社団法人山形県建設業協会会長國井 仁氏より、令和3年度要望書、川西町商工会会長寒河江輝文氏より、令和4年度川西町商工会重要事業要望書、沖縄戦戦没者遺骨の尊厳を考える市民の会代表漆山ひとみ氏より、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること、ウイグルを応援する全国地方議員の会会長丸山治章氏より、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書の採択のお願ひが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午前10時36分）